

第151回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果（概要）

1 開催日時

令和4年7月4日（月）

午後2時から午後2時30分まで

2 開催場所

千葉県教育会館本館6階604会議室

3 出席者

【委員】

青山定敬委員（部会長）、高橋輝昌委員、武藤敏雄委員

【職員】

堀口森林課長、出口林地対策室長 他

4 議題

（1）審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

5 審議結果

上記の議案1に係る第1号案件について審議がなされ、森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

事務局：林地開発許可申請が2件あったが、1件については事業者の計画再検討ということで取り下げられたことを報告する。

【主な意見】

○第1号案件[【変更】工場・事業場の設置(太陽光発電施設の設置)について]

委員：今回は水路を設置することが主な変更内容だと思うが、水路の周りだけではなくて、その南側に、大分広い範囲が区域として指定されているように思う。何か理由があるのか。

事務局：今回拡大する区域は地番1筆全部追加して、区域拡大を行うこととされており、水路を埋める範囲と、それ以外については残置森林として設けることで災害を防止する計画となっている。

委員：もともとの土地がその範囲で1筆になっていたからそのようになったということか。

事務局：はい。

委員：北東部の区域外の流出については、別途処理をすると説明があったが、具体的にどういう形で流出処理をするのか。

事務局：ポリエチレン樹脂管で区域外からの雨水を拾って流下させることとなっている。こちらで拾って山武市管理の水路に放流する。

委員：西側がA-A'断面で示されているが、区域外に流れていくような勾配がついている。この場所の排水についてはどのようになるのか。

事務局：もともと、平成11年に別の事業者に残土埋立の林地開発許可しており、最終的に今の事業者へ承継となった。区域外となっている箇所は、上部の平場と少し人工法面があり、全て開発行為をしたものになる。その下流の四角い箇所に浸透池を設置して、雨水を受けていた。残土埋立等の一時転用については、調節池等は終わったら全て埋め戻す計画とのことで、若干、池型は残しており、現状を活かして、人工法面と自然斜面からは自然流下して入ってくるというような状況となる。そのまま下流に流下して、山武市管理の素掘り側溝に入ることとなっている。

委員：それは山武市と協議済みということか。

事務局：そうです。